

定款及び火災・自動車共済事業規約の一部改正

1. 現行及び改正後の共済掛金額について

		共済掛金額（年額）	
		現 行	改 正 後 令和8年4月1日～
火災共済	火災共済 （基本契約）	・ 木 造 3 0 0 円／口 ・ 耐火造 2 0 0 円／口	<u>変 更 無 し</u>
	風水雪害 特約共済	・ 木造／耐火造 1 5 0 円／口	・ 木造／耐火造 <u>2 5 0 円／口</u>
自動車共済	普通及び 小型乗用車	2 8,0 0 0 円／台	<u>3 0,0 0 0 円／台</u>
	軽四輪乗用車	1 7,0 0 0 円／台	<u>2 5,0 0 0 円／台</u>
	自動二輪車 （原付を含む）	9,0 0 0 円／台	<u>1 2,0 0 0 円／台</u>

2. その他の変更について

（1）被共済自動車の範囲について

「自動車共済事業規約第5条」ほか

共済契約者と同一世帯に属する親族である配偶者が、勤務の都合や介護等により別居となった場合にも引き続き契約できるよう、被共済自動車の範囲に配偶者を追加しました。

（2）自損事故傷害共済の被共済自動車について

「自動車共済事業規約第47条」ほか

自損事故傷害共済の被共済自動車の範囲に、自動二輪車（原動機付自転車を含む）を追加することにより、全ての被共済自動車を対象としました。

（3）後遺障害別等級制度について

「自動車共済事業規約 別表第2 後遺障害別等級表」

本会の後遺障害別等級表を、最新の自賠責保険の「後遺障害等級表（自動車損害賠償保障法施行令別表）」を反映したものに改正しました。